

争議調停のため大阪本社を訪ひ十七日歸島した國粹會幹部の齎した情報に
よりと本社の態度は益々強硬で職工が児童の學校盟休をなさしむるが如き手
段を弄するにおいては此際断然争議団との交渉を打切らに決してゐる而して新に
記の如き條件を提出して罷業職工側が十八日正午までにこれに對する首肯を得べ
き回答をなさない限り十九日断然工場を閉鎖することに決してゐる會社側から
争議団に對する要求條件は

- (一)従來の要求は全部撤回し工場長にこれが解決を一任すること
- (二)解雇手當は新規定に依る最低限度額の八割を以て適當と認む
- (三)臨時休業中は一時手當を支給せず其代り職工一人に對して廿圓宛の金額を貸與し月賦償還の方法を採
- 用すること
- (四)解雇職工改善なる者は再び常備職工として復歸せしむる

事を待
等であること。

と對して一修、職長が歸京最後の勸告、工場長に一任するが否か

夫二百七十名其の國島は在兩工場のみ争議を遂げし
備後因島の労働争議の小學児童休校問題に就て行三工場側職工も同一歩
調を取れと七月關係児童直至十名は休校した又榑畑職長は大阪本社を請ひ
重役の意思向が断定的に要求は重たも容れね、力み方せず工場閉鎖を決意し
てゐることを確め十七日朝危慮歸來し

又資格者會議を開き代表六名を挙げて道生事務所役員關係者三原
所會議員小林三郎氏が加り十七日午後一時争議団幹部と會見し會社の意
思を絶対的であるから此の上は甚だ工場長の聲明せよ工場長に一任せよなりは
上の言を信用して一任しては如何と語り争議団幹部は一同に代りて十八日正午
回答することをお約束して別れたが争議団では同日朝従來に然同盟大阪聯
合會の下に活動し来たが今後は關西同盟會の下に大々的に争議を續ける
ことを決定争議団各支部に通達した程であるから